

第123回 滋賀県森林審議会

日 時：平成31年3月25日（月）

13:00～14:00

場 所：滋賀県大津合同庁舎 7-D会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 平成31年度琵琶湖森林づくり事業について

(2) 琵琶湖森林づくり基本計画（改定）について

(3) 琵琶湖森林づくり条例改正および

次期基本計画策定スケジュール（案）等について

4 閉会

〔12時58分 開会〕

1 開会

○司会：本日の審議会は委員数15名、出席委員9名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○森林政策課長：今年度は、平成31年4月から始まる森林経営管理法の施行や森林環境譲与税の配分開始に伴う琵琶湖森林づくり基本計画の見直し、あるいは森林・林業人材育成のあり方等、例年に比べ多くの案件を審議いただきましたことに対するお礼申し上げます。

本日の審議会の議題は、3点の報告事項である。

1点目は、来年度の県民税を活用した琵琶湖森林づくり事業について、新たな課題やニーズに対応するために見直しを行っている内容について説明したい。

2点目は、今般、改定作業を進めてきた琵琶湖森林づくり基本計画についても、最終形を説明したい。

3点目は、平成32年度に行います琵琶湖森林づくり条例の改正を視野に入れた点、そして次期基本計画の策定のスケジュールの案について説明したい。

現在、森林・林業の制度は大きな節目を迎えており、来年度の重要な案件について多くの回数を審議いただくが、引き続き、御理解、御協力を願いたい。

○司会：議長は、運営要領第3条に従い会長にお願いしたい。

○議長：滋賀県森林審議会の公開の取り扱い方針に基づき、当審議会は公開とし、公開の方法は、会議の傍聴と議事録の公表により行う。

3 議事

(1) 平成31年度琵琶湖森林づくり事業について

○議長：本日は議題が3件。

最初の議題「平成31年度琵琶湖森林づくり事業について」事務局から説明を願う。

○事務局：＜「平成31年度琵琶湖森林づくり事業について」を説明＞

○議長：事務局からの説明およびこの資料に関して、委員から質問、意見等を求める。

○委員：資料7-6の未利用材の活用促進事業について、未利用材でトン当たり1,000円の補助は、既設の間伐補助金対象事業で低質材を搬出される場合に該当するのか、既設補助事業以外での材の搬出経費として出されるのか問う。

○事務局：未利用材の活用事業について、事業内容が他の搬出補助の対象になっていないのが条件だ。間伐等の事業については既存の補助金等を活用することになる。

当事業は、既存の間伐補助に属さない対象木、例えば風倒木等も含めて補助させていただく。

○議長：本日欠席されている委員から別途、文書にて資料1に関して意見が出ている。

2点のうち1点目、下層植生回復モデル事業は、積雪時に防護柵を撤去し春に設置するが、他府県で、春の設置前にシカにより被害を受けることが結構あると聞いたことがあるので注意が必要である。

2点目は、未利用材の利活用促進事業について、滋賀県内の木材チップ工場に対して安定供給の取組支援ができた（ので良かった）。

（2）琵琶湖森林づくり基本計画（改定）について

○議長：2番目の議事「琵琶湖森林づくり基本計画（改定）について」事務局から説明を願う。

○事務局：＜「琵琶湖森林づくり基本計画（改定）について」を説明＞

○議長：事務局からの説明およびこの資料に関して、委員から質問、意見等を求める。

前回から、それほど大きくは変わっていないと思う。パブリックコメントを受けてSDGsの4番が追加になるとか、いずれも実施前に比べて評価できる点は変えられたと思っている。

（3）琵琶湖森林づくり条例改正および

次期基本計画策定のスケジュール（案）等について

○議長：3番目の議事「琵琶湖森林づくり条例改正および次期基本計画策定のスケジュール（案）等について」事務局から説明を願う。

○事務局：＜「琵琶湖森林づくり条例改正および次期基本計画策定のスケジュール（案）等について」を説明＞

○議長：事務局からの説明およびこの資料に関して、委員から質問、意見等を求める。

来年度、条例改正があった場合は、このように条例改正に関する検討および次期基本計画策定に関する検討という非常に大きなテーマが2つ並立することになる。

このため、この森林審議会も相当な数をこなさなければいけない。

私からの1点コメントとして、税制審議会でも、この県民税や譲与税に関して議論が行われ、その意見等を森林審議会の議論と連携することが不可欠となる。ここでの記載どおり、税制審議会との連携を十分慎重にしていきたい。

特に注意していただきたいのは、森林環境譲与税に関しても、それから県民税に関しても、くれぐれも森林のために使っていただきたい。これが、例えば税制審議会のほうで、森林以外のほうにどんどん使ってしまうとなると、本来の税制の趣旨に反してしまうと思う。税制審議会で議論されるときには、ぜひその点に関して、できるだけきちんと森林のために使うということを検討していただきたい。

最後に、次回以降の審議会の日程等について、事務局から説明を願う。

○司会：＜次回以降の森林審議会について説明＞。

○議長：事務局においては、委員の意見を踏まえて今後の作業継続を願う。

それでは、本日の審議は終了する。

4 閉会

○司会：以上をもって、第123回森林審議会を終了する。

[13時45分 閉会]